



写真 74 昭和42年7月豪雨水害(神戸市中心部)  
(神戸市提供)

昭和四十二(一九六七)年七月、西日本に停滞していた梅雨前線は、台風第七号崩れの低気圧に刺激されて、七月九日朝から活発に活動するようになり、同日夜まで全国各地に記録的な集中豪雨を降らせた。神戸、阪神地域でも集中豪雨が発生し、中でも神戸市は九日午後四時頃から九時頃までを中心に雷を伴う集中豪雨に見舞われ、インフラ施設が甚大な被害を受けた。同市葺合区(現中央区葺合町)市ヶ原の世継山斜面では約五二〇〇立方メートルの土地が崩壊し、山麓の集落で多くの人家が土砂に飲み込まれ、二一人の人命が失われた。同市長田区明泉寺地区でも長さ四〇メートル、幅二五メートル、平均深さ六メートルの大規模な土砂崩壊が発生した。

中・拡大が顕著となった。以下、この時期における主な風水害とそれらの復旧対策については、第三章第六節「都市化の進展と災害」を参照されたい。

一 風水害に対する基盤整備

被災したインフラの復旧対策 高度経済成長期までも数多くの風水害が発生した経緯から、県内では風水害に対する基盤整備が進んでいた。一方で、都市開発が拡大されてきたことから、都市部への被災の集中・拡大が顕著となった。以下、この時期における主な風水害とそれらの復旧対策についてみてみる。なお、各災害の被害の詳細等については、第三章第六節「都市化の進展と災害」を参照されたい。

#### 第四節 自然災害への対応と上下水道の整備

六甲山系では、昭和十三年阪神大水害を契機に国直轄の事業を中心とした砂防事業が本格化し、砂防堰堤など多くの土砂災害対策施設の整備が進められ、四十二年までに国直轄の砂防堰堤が一七四基整備されていた。この豪雨でも、昭和三十二年に完成した住吉川流域の五助砂防堰堤で約一二万立方メートルの土石流を捕捉するなど、砂防施設の整備効果が発揮された事例が数多くあり、阪神大水害に比べて被害を大きく抑制することができた。昭和十三年阪神大水害では、巨石や流木、土砂などの堆積物による被害が広範囲の市街地に及んだため、死者や家屋被害が多く発生したことが特徴であったが、本豪雨時の流出土砂量は阪神大水害に比べておおむね半減された。

一方、この豪雨を素因として起こった災害は、地域によって様相を異にしており、当然のことながら、人身・住宅被害は都市部に集中した。さらに、そのうち人命に関わる被害と住宅の全壊が神戸市に集中しており、同様に集中豪雨を受けた阪神間の尼崎市においては、対照的に床上・床下浸水の被害が甚大であった。神戸市の被害は、六甲山系から瀬戸内海へ急勾配の斜面をなすという地形的条件を持っているため発生したものであり、尼崎市の場合は、勾配緩慢な地形に降った急激大量な雨が中小河川を溢流して低地に浸水したものであった。

このように、災害は豪雨という自然現象（災害の素因）が地形的、地質的条件（自然的誘因）と結合して発生するが、この豪雨災害では、六甲山中の市ヶ原・天王谷等の宅地での被害が顕著であり、これらの住宅の全壊・生き埋めによる死者が、神戸市の死者六九名の大半を占めていた。

昭和四十二年七月、神戸市は市長を会長とする「六甲山系水害対策審議会」を設置し、都市防災的見地か

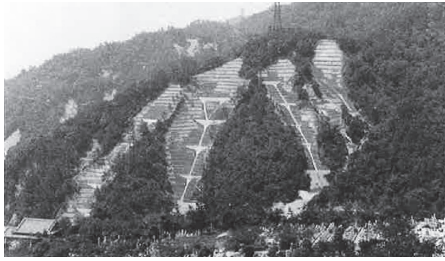


写真 75 昭和 42 年 7 月豪雨水害の六甲山系  
治山工事 (神戸市灘区大石町長峰山)

ら治山、砂防、河川、宅地に関する基本方針を制定した。この豪雨災害の特性からみて、流域の大きな河川に加えて、都市部を流下する中小河川を主体とした「都市河川」に対する対策の重要性という新たな認識が芽生えた。これは、個別の対策だけでなく、都市開発と防災インフラ整備を一体化した「都市防災」の立場から検討されるべきと考えられるものであり、被災市民の側からみると、被災地域の復旧と災害に強いまちづくりを目指す「都市防災」のための早期の完全改修を求めるものとなった。

そこで、①都市河川予算項目の特別計上と予算枠の拡大、②二級河川区域の延伸、砂防指定区間の拡大及び河川種別の格上げ、③建設省直接施工方式の復活、によって早期改修の実を図った。また、次の方針のもと、総合的な対策が進められた。①治山関係・予防治山的な見地による対策、②砂防関係・防災的な砂防ダ

ム(流出土砂調節を目的としたもの)並びにその他必要な砂防施設の増設を考慮した「都市防災」の見地による対策、③河川関係では未改修中小河川の早期改修と河川横断施設の再検討を重点とした対策、④宅地開発と保全についての行政指導の強化と助成、である。

昭和四十二年災害での被災の中心となったのは、表六甲河川流域であった。表六甲の山地部は、風化の進んだ花崗岩や六甲山系を縦断する多数の断層のため、脆弱な地層・地質条件となっており、地形も急峻で山あいまで市街化が進んでいた。このため、常に土砂災害、水災害と隣り合わせといった危険を内蔵している地域で、古来より幾多の災害に遭遇している。

治水対策の歴史として、表六甲河川での本格的な事業は、昭和十三年豪雨災害により大きな被害が発生した二五河川（夙川、芦屋川、住吉川、生田川等）は直轄施行となり、昭和二十五年まで国が改修工事を進め、二十六年以降は、県による中小河川改修工事として引き継がれていた。その後、昭和四十二年の全国的な都市河川災害を契機に四十五年に設けられた「都市小河川改修費補助制度」により、天神川をはじめ六河川の改修に着手し、五十八年に苅藻川を、翌五十九年に新田川の改修を完了させた。また、最明寺川（淀川水系）で約三億円の河川災害復旧助成事業が実施された。

昭和五十一年の秋雨前線及び台風第一七号による豪雨では、河川・砂防関係の被害が主であった。河川では二級河川千種川水系の下流部で被害が激甚であった。このため、新赤穂大橋付近から支川長谷川の合流点付近までや、安室川の行頭橋までの全区域（改修済み区間除く）の約八割、江川の西河内川等三支川を含むほとんど全区域が災害復旧助成事業として採択され、その事業費は約一九八億円に上った。また、県管理河川の災害関連事業としては、矢野川等七河川の総延長八二〇七メートル、普通河川については大木谷川等八河川の総延長七七二四メートルが採択された。

宍粟郡一宮町（現宍粟市）の福地地区では大規模な地すべり（長さ二五〇メートル、幅二三〇メートル）が発生し、全壊四〇戸、小学校の埋没等の大きな被害をもたらした。被災面積が約二〇ヘクタールにも及ぶこの巨大地すべりに対しては、地すべり上部滑落部の拡大防止と法面安定については緊急治山事業及び治山激特災害対策特別緊急事業（以下、激特事業）により、下部崩積土部分の二次すべり防止については地すべり激特事業により対処した。地すべり対策事業区域の中では、文部省、厚生省関係災害復旧事業等も並行して実施さ

法による砂防事業、地すべり等防止法による地すべり防止またはぼた山崩壊防止に関する事業などとされている。なお、災害復旧事業や災害関連事業は、別途、優先的に予算措置されるべきものであり、治山治水事業には含まれていない。

昭和四十年代に入り、三十年代からの高度経済成長による都市への人口集中や工業の発展などによる河川



写真 76 昭和 51 年災害の山地崩壊（左）と治山工事（右）  
（宍粟郡一宮町）

れたため、復旧内容は非常に複雑であった。

昭和四十九年の台風第八号、第一六号においても、大津茂川他計九河川で約一七億円の河川災害復旧助成事業が行われた。

**治山治水事業**　まず、治山治水事業ごとの歴史を振り返ってみる。国では、**の計画的実施**

昭和二十八年に「治山治水緊急対策要綱」を策定したものの、当時の財政事情から閣議決定をみるに至らなかった。この後、昭和三十四年の伊勢湾台風を契機として、三十五年には「治山治水緊急措置法」が制定され、初めて法律に基づく治山治水事業の長期計画（一〇カ年計画又は五カ年計画）が策定されることとなった。治山治水事業の範囲は、①治山事業は、森林法による保安施設事業（水源のかん養、土砂の流出防止、土砂の崩壊の防止、飛砂の防備、風水害の防備）や、保安林及び保安施設地区における地すべり等防止法による地すべり防止またはぼた山崩壊防止に関する事業、②治水事業は、河川法上の河川及び準河川の改修、維持補修の事業（ダム建設を含む）、砂防

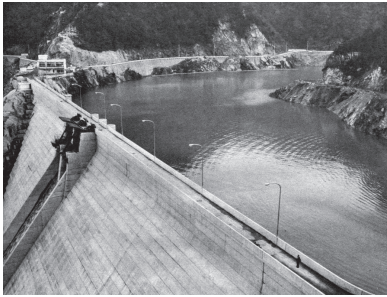


写真 77 生野ダム

型式：重力式コンクリート  
 事業期間：1963～1972年  
 堤高：56.5 m流域面積：49km<sup>2</sup>  
 堤頂長：220 m総貯水容量：1800 万m<sup>3</sup>  
 (「ダム便覧」より作成)

流域の開発により保水・遊水機能が著しく低下するとともに、地盤沈下の進行によって河川堤体の排水不良が発生し、洪水などによる被害が発生ししやすい危険な状態になった。県では、雨水を河川等に集めて素早く安全に流すことを基本に治水事業を実施することとし、河川対策として、ダム、堤防の設置、河道の拡幅等整備を、下水道対策として雨水を排水するための管渠の整備を進めた。また、緊急時に備えた無線施設の整備なども図られた。

なお、海岸事業は治山治水事業には含まれていないが、農林省、運輸省、建設省の三省間で港湾、臨海埋立等の諸事業と調整を図りつつ検討することとし、昭和三十一年の海岸法に基づき、海岸保全施設に関する整備を中心に海岸管理が行われた他、高潮災害事業も進められた。

**治水 治水対策の歴史として、戦後の復興発展のため、貯水池方式による大規模な水力発電事業が実施されるなど新たな水**

利用が生じ、洪水調整と利水を兼ねる多目的ダムによる新しい方式の治水、利水の機運が高まったことなどから、昭和三十九年に新河川法が公布された。新河川法の制定を受けて、本県においても昭和四十年と四十一年に多くの河川が指定された。昭和四十七年には河川法の改正により、住民の生活に密着した小河川は、市町村長により適正な管理が図られることとなった。

この時期に治水事業として整備が完了したダムについてみてみる。

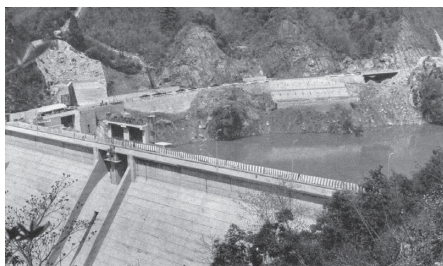


写真 78 菅生ダム

型式：重力式コンクリート  
事業期間：1970～1978年、  
改良 2005～2010年  
堤高：55.7 m流域面積：8.7km<sup>2</sup>  
堤頂長：157 m総貯水容量：195 万m<sup>3</sup>  
〔「ダム便覧」より作成〕

だ菅生川沿川の洪水対策と菅生川の既得水利に対する水の補給等を目的とした治水ダムとして、昭和五十三年度に完成した。

**高潮災害対策** 高潮とは、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられる効果と強風により海水が海岸に吹き寄せられる効果により、海面が異常に上昇する現象である。高波が加わると、

更に海面が上昇する。高潮で海水が海岸堤防等を越えようと、海水が猛烈な勢いで流れ込んで来るため甚大な被害をもたらす。海拔ゼロメートル地帯を抱える本県でも度々高潮災害が発生しており（表26）、早くから対策が講じられてきた。

県内では、昭和二十五年のジェーン台風災害を契機に尼崎地域で高潮対策施設の建設が始まり、三十六年

生野ダムは、生野町（現朝来市）の市川水系市川に建設された治水・利水（水道用水・工業用水）ダムである。姫路市を中心とする急激な人口増加と播磨工業整備特別地域の指定に伴う都市用水の需要に対応するとともに、市川沿いの地域を洪水から守ることを目的とした多目的ダムとして昭和四十七年度に完成した。総貯水容量の一八〇〇万立方メートルは、昭和三十二年度に県内で初めて完成した引原ダムに次ぐ二番目の規模であった。

菅生ダムは、夢前町（現姫路市）の夢前川水系菅生川に建設された治水ダムである。播磨工業地帯の背後地として急速に宅地化が進ん

表 26 昭和 54 年までの主な高潮災害

発生日月	台風名	潮位偏差 (cm)			被害	
		神戸	洲本	姫路	死傷者数 (人)	床上浸水 (人)
昭和25年9月3日	ジェーン	147	119	95	945	27,772
26年10月15日	ルース	115	83	142	44	1,492
29年9月26日	洞爺丸	122	66	150	96	1,070
35年8月29日	16号	108	74	114	97	3,898
36年9月16日	第2室戸	193	187	121	144	*8,973
39年9月25日	20号	168	98	153	94	6,423
40年9月10日	23号	190	125	210	801	*15,822
54年9月30日	16号	111	114	86	8	1,812

(注) 潮位偏差とは、高潮時潮位と平常時潮位の差であり、これが大きいほど高潮の規模が大きい。

被害は、風水害によるものを含んだ兵庫県内のものである。

床上浸水戸数に\*がついた数値は世帯数である。

(「兵庫県 CG ハザードマップ」より作成)

第二室戸台風や四十年台風第二三号の後、四十三年度から播磨高潮対策事業に着手した。この事業では、明石川河口の高潮堤防高を、朔望平均満潮位(朔(新月)及び望(満月)の日から五日以内に現れる各月の最高満潮面の平均値。東京湾平均海面 + 7.10・七メートル)に、昭和四十年九月十日に発生した播磨灘での既往最大の偏差(二・三メートル)及び波高(波の影響を考慮した高さ・三・〇メートル)を加えて六・〇メートルに設定した。なお、都市部をはじめとして背後に住宅地や県民の財産が集中している海岸を高潮から防護すべき海岸保全区域として指定し、県の沿岸域で高潮対策施設の整備を進めてきた。

**治山対策** 兵庫県は、中央部に中国山地が東西に走り、地形は急峻で、瀬戸内海側と日本海側とはそれぞれ地質等立地

条件を異にし、台風あるいは異常気象等によって地域的に集中豪雨による被害が発生しやすい。森林の利用開発の増加に伴い、

毎年のように山地の崩壊や地すべり等が発生し、人的・物的被害が生じている。これらの被害を防止するた

め治山事業が実施されてきた。

この時期の治山事業は、森林法、治山治水緊急措置法、離島振興法に基づいて実施された。主な事業とし



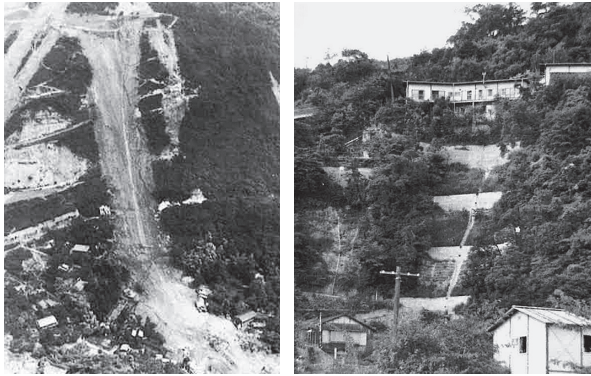


写真79 昭和42年7月豪雨による山地崩壊（左）と崩壊防止工事（右）（神戸市葺合区市ヶ原）

ては、①復旧治山、②予防治山、③緊急治山が挙げられる。①の復旧治山は、天然現象等によって発生した崩壊地、荒廃溪流、はげ山等で、現に下流に被害を与え、または与えるおそれがあり、流域保全上重要なものなどについて施行するもの、②の予防治山は、天然現象等に起因する崩壊の可能性濃厚な山地又は荒廃移行地で、下流に被害を与えるおそれがあり、流域保全上重要なものなどについて施行するもの、③の緊急治山は、風水害等により発生又は拡大した荒廃山地で生産土砂が山腹下部に堆積し、又は荒廃拡大のおそれが濃厚で、次期出水により容易に下流に流下し、著しい被害を与えるものなどについて、発生年度において直ちに復旧するものである。

また、昭和四十八年から五十一年にかけては毎年のように豪雨災害が発生したことから、五十三年に山地に起因する災害に対処するため、集落保全総合治山事業が予防治山のひとつとして創設された。県内では神戸市北区山田町下谷上地区で実施され、これが、兵庫県における総合治山事業の始まりであった。

#### 土砂災害対策

兵庫県は山地が県土の七割を占め、梅雨や台風期には県民の尊い生命や貴重な財産を奪う土砂災害が発生している。

このため、①溪流の土石が水と一体になって一気に流出する「土石流（砂防）」への対策や、②地下水の作用により地面全体がゆっくりとすべり出す「地すべり」への対策、③急な斜面が崩壊する「急傾斜地崩

壊」への対策が講じられてきた。

土石流（砂防）対策事業は、砂防堰堤などを整備することにより、土石流を受け止めるとともに、荒廃した山地からの土砂の流出を調節することで、下流域への土砂災害を防止するもので、明治三十（一八九七）年に制定された「砂防法」に基づき、治水や森林の維持造成のための砂防事業を実施している。

地すべり対策事業は、地すべり活動の誘因となる地下水を区域外へ排除するなどの抑制工（集水井、集水ボーリング）や、地すべりの動きを直接抑える抑止工（杭工、アンカー工）を、昭和三十三年に制定された「地すべり等防止法」に基づいて実施している。

急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れから人命を守るため、斜面の地形・地質等の現場条件に応じて、擁壁工や法枠工等の対策工事を行うものである。昭和四十二年七月豪雨を機に、同年九月に「急傾斜地崩壊対策事業実施要領」が、そして、四十四年七月には「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」が制定され、法に基づく県内の急傾斜地崩壊危険区域の指定や崩壊防止工事が行われるようになった。兵庫県で初めての急傾斜地崩壊対策事業は神戸市明泉寺地区ほか三カ所で、国庫補助事業として実施された。

## 二 水需給計画と広域水道用水供給事業の展開

**水資源確保** 昭和四十年代前半における瀬戸内臨海部の産業の発展や都市化の進行により、本県では、水への取組 需要の著しい増大が見られた。このため、水源の開発や水道施設の整備など、水資源の確保

に向けた取組が進められた。

### 第三章 過密過疎と均衡ある県土基盤の整備

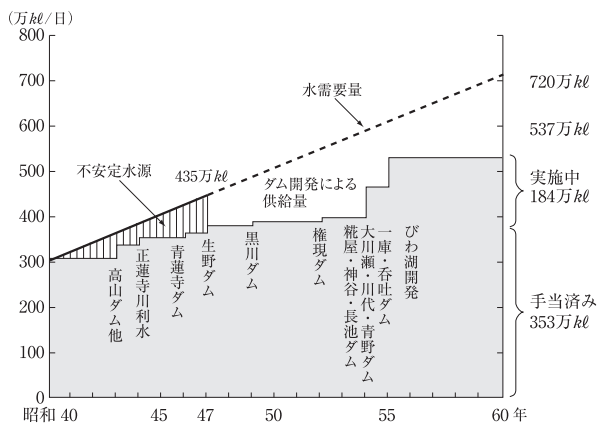


図51 兵庫県の水需給(生活用水・工業用水)(昭和50年)  
 (『兵庫県の水資源対策ノート』を参照して作成)

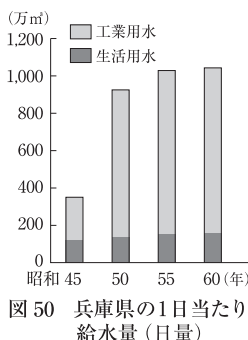


図50 兵庫県の1日当たり給水量(日量)  
 (『兵庫県総合水資源計画(第2次)』を参照して作成)

これらに基づき各種事業が推進されたが、昭和四十年代の後半には、特に阪神、播磨地域の急速な産業の発展により工業用水の需要が著しく増大し、生活用水も都市化の進行により需給のバランスがとれないところが多い状況になった。

これらの事業の推進が図られた。  
 これらに基づき各種事業が推進されたが、昭和四十年代の後半には、特に阪神、播磨地域の急速な産業の発展により工業用水の需要が著しく増大し、生活用水も都市化の進行により需給のバランスがとれないところが多い状況になった。

水資源の開発に関しては、昭和四十一年八月策定の「県勢振興計画」において、地下水源が既に限界にある地域が多く、河川への依存度はますます高くなると想定された。また、河川の利用に当たっては、農業用水等を確保しながら同時に上水道用水と工業用水の需要を安定的に充足することが必要であり、農業水利施設の改良による水利慣行の近代化や上水道供給の広域化、工業用水の回収水利用の促進等により水利用の効率を高め、各種用水間の需給調整を図る必要があるとされた。さらに、河川の流況の安定化など積極的に水資源を開発して、河川水供給量の増大を図るとともに、琵琶湖、淀川総合開発の一環として、京都府の高山ダム(日量四三万二〇〇〇トン)、三重県の青蓮寺ダム(一九万八〇〇〇トン)、大阪府の正連寺川利水事業(七三万トン)や、加古川平荘ダム(二〇万トン)、生野ダム(一七万トン)

表 27 広域水道用水供給事業

水道名	区分	事業主体	給水対象区域	予定水源	給水量	予定工期	備考
阪神水道 (阪神臨海)		阪神水道 企業団	尼崎市、西宮市、芦屋市、 神戸市 (4市)	淀川 (長柄、高山、 正蓮寺、 青蓮寺、他)	m <sup>3</sup> /d 上水 968,000	年度 S12～16 23～25 25～31 33～39 39～46	昭和11年 7月21日創設
猪名川 広域水道 (猪名川流域)		県 (企業庁)	猪名川町、川西市、伊丹市、 宝塚市、尼崎市 (4市1町)	猪名川 (一庫ダム)	上水 164.100	46～50	46年4月 公営企業開始
東播広域水道 (東播地区)		県 (企業庁)	神戸市、加古川市、小野市、 高砂市、三木市、三田市、 明石市、稲美町、播磨町、 東条町、滝野町、社町、 吉川町、志方町 (7市7町)	加古川 東播用水 (呑吐ダム、 大川瀬ダム、 川代ダム)	上水 277,000	47～53	47年4月 公営企業開始
西播広域水道 (中播地区) 第1期		県 (企業庁)	姫路市、香寺町、市川町、 福崎町、夢前町、太子町 (1市5町)	市川 (神谷ダム、 黒川ダム、 長池)	上水 224,000	48～53	48年4月 公営企業開始

〔兵庫県の水資源対策ノート〕より引用)

そこで、県の新たな総合計画である「二一世紀への生活文化社会計画」(昭和五十年三月策定)と整合した「水需給計画」を同年策定し、昭和六十年を目標年として水資源対策を総合的・計画的に推進することとした。水需給計画によると、昭和六十年の水需要量は生活用水が日量三七〇万立方メートル、工業用水が日量三五二万立方メートルで都市用水の合計は七二二万立方メートルと四十七年に比べ一・七倍と大幅に増加する見込みとなった。このため、水資源対策として、①節水などの水需要の抑制や下水処理水の再生利用などの水利用の合理化、②河川の開発利用や森林の保護育成、地下水の保全と適正利用などの水資源開発の促進、③広域的な水源開発と供給体制の確立や広域利水などの水の広域的運用を図ることとした。

#### 広域的水道用水 供給事業の展開

昭和四十年代前半に水需要の著しい増大がみられる中で、個々の市町では水源開発が困難なことや、重複投資を避けることなどから、

県で広域的に水道用水供給事業を実施するよう関係市町から強い要請を受けていた。そこで県は、市町の行政区域を越えて広域的に水資源を確保し、各市町などの水道事業者に、豊富、低廉な水道水を安定的に供給するため、阪神・播磨地域の「一三市一二町の市町営水道」に対し用水供給を行うこととして事業を開始した。具体的には、昭和四十六年度の猪名川広域水道事業を皮切りに、四十七年度に東播広域水道事業、四十八年度に西播広域水道事業に着手した。

猪名川広域水道事業は、阪神近郊都市として急激な発展を続け、将来において都市用水の不足が見込まれた猪名川流域市町（四市一町）について、昭和四十六年にこれらの地域を一体とした広域的な水道用水供給事業として着手している。水資源開発公団（現水資源機構）が施工する一庫ダムを水源として、川西市多田院に多田浄水場を建設し、一日当たり一六万四一〇〇立方メートルを給水する計画であった。

東播広域水道事業は、臨海工業地帯を中心として、工業化の進展と都市化の拡大が著しい東播地域で水需給が逼迫している上、新規に市町が自己水源を確保することが困難な状態にあったため、広域的な水源開発と供給体制を確保するために計画した。国営東播用水事業により建設される呑吐ダム・川代ダムを水源として、区域（神戸市外六市七町）を四ブロックに分け、神出浄水場（神戸市垂水区（分区により現在は西区））、三田浄水場（三田市西野上）、中西条浄水場（加古川市中西条）、船木浄水場（小野市船木）を整備し、一日当たり二七万七〇〇立方メートルを給水する計画で、昭和四十七年に事業着手した。その後、昭和五十三年に県が施工する青野ダムを水源として、三田浄水場で浄水処理を行い、神戸市北神ニュータウン、三田市北摂ニュータウンに一日当たり八万五六〇〇立方メートルを給水する計画を追加し、計画変更を行っている。

西播広域水道事業は、播磨工業地帯の中枢部を形成し飛躍的な発展途上にあった、姫路市を中心とする臨海部や、中国縦貫自動車道、播但連絡道路の建設により福岡インターチェンジを中心として、大規模な宅地開発や工業団地の建設計画が進められ、都市用水の需要が驚異的に増大した内陸部について、昭和四十八年にこれらの地域を一体とした広域的な水道用水供給事業として着手した。関西電力が施工する黒川ダム、県企業局が施工する神谷ダム及び長池を水源として、一日当たり二二万四〇〇〇立方メートルを給水する計画であった。

次に、この時期に水源として整備が完了したダムをみる。

黒川ダムは、朝来郡（現朝来市）の市川本川に関西電力により建設された発電・利水（水道用水・工業用水）ダムである。国内最大の揚水発電所（比較的電気供給に余裕のある夜間の電力で水を上部ダムにくみ上げておき、電力使用量の多い昼間にその水を下部ダムに落として発電する方式）である。関西電力の奥多々良木発電所（循環式純揚水発電）の上部池にあって、昭和四十九年に整備が完了した。水道用水として一日当たり三万立方メートルを姫路市船津町地先で取水する計画であった。

昭和五十四年十月には、五十二年の水道法の改正を受けて策定された「瀬戸内東南部地域広域的水道整備計画」に基づき、猪名川広域水道、西播広域水道、東播広域水道の三事業の統合認可を得て兵庫県水道用水供給事業とし、全施設完了時には一日最大七八万九九五〇立方メートルの水源を開発する計画となった。

瀬戸内東南部地域内の昭和五十一年度末における水道施設数は、上水道三七、簡易水道一五三、水道用水供給事業五、計一九五施設であったが、各市町においては簡易水道をそれぞれ上水道へ統合し、県営広域水

道については三広域水道の一体化を図った。その結果、目標年次である昭和六十年度的において、上水道三〇、簡易水道九、水道用水供給事業三、計四二施設に再編された。

### 三 流域下水道事業の推進

兵庫県における公共下水道事業（主として市街地における下水を排除または処理するために市町が管理する下水道で、終末処理場を有するもの、または流域下水道に接続するもの）は、明治後期から神戸市及び明石市において着手されたことを始めとし、昭和に入つて芦屋市・姫路市・西宮市・高砂市など阪神、播磨南部の諸都市において順次進められてきた。当時、我が国の公共下水道は欧米先進国に比べ著しく立ち遅れており、本県においても、昭和五十四年末で二一市七〇町のうち、事業着手は但馬・丹波地域にも及ぶ一九市七町となったが、全県で見ると四分の一程度で、未着手はほとんどが町であった。県内全体の普及率は、三九％であり、これは神戸市の八五％を除くと二二％と全国平均の二九％を下回っていた。そのため、昭和五十六年度から国の新経済社会七カ年計画に基づく第五次下水道整備五カ年計画を踏まえながら事業を推進した。

昭和四十五年十二月に下水道法が改正され、都道府県による流域下水道事業等が新設されるとともに、四十六年度を初年度とする第三次下水道整備五カ年計画が策定され、流域下水道の整備促進等を重点的に実施することがうたわれた。流域下水道とは、二以上の市町村区域の下水を排除・処理する下水道である（幹線管きよ、中継ポンプ場、終末処理場）。県は、下水道の使命である公共用水域の水質保全と都市環境及び居住環境の整備をより効果的に行うため、この時代に整備着手する猪名川、武庫川（上流・下流処理区）、加古川（上

表 28 流域下水道事業計画（昭和 53 年）の概要

区分	処理 区名	関連都市	排除方式	事業年度	計画面積 (ha)	計画人口 (千人)	備考
猪名川	原田	伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町（3市1町）	分流式（一部合流式）	昭和 42～60	5,961.4	625	昭和44年4月 一部供用開始
武庫川	上流	神戸市、西宮市、三田市（3市）	分流式	昭和 53～70	4,525.6	474	昭和53年度 事業着手予定
	下流	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市（4市）	分流式（一部合流式）	昭和 44～70	6,391.3	1,013	昭和51年10月 一部供用開始
加古川	上流	神戸市、西脇市、三木市、小野市、加西市、社町、滝野町（5市2町）	分流式	昭和 51～70	11,910.0	470	昭和57年度末 一部供用開始 予定
	下流	加古川市、高砂市、稲美町、播磨町、志方町（2市3町）	分流式	昭和 55～70	8,480.0	414	計画中
揖保川	揖保川	姫路市、龍野市、新宮町、揖保川町、御津町、太子町、山崎町（2市5町）	分流式	昭和 53～60	8,678.0	314	昭和53年度 事業着手予定

（『兵庫県下水道』を参照して作成）

水道として都市計画事業の認可を受け、関係市により着手された。昭和四十三年の建設省都市局長通達で、都道府県が流域下水道の事業主体となる方向が明らかになったため、同年、事業主体が伊丹市、豊中市から兵庫県及び大阪府に移り、全国でも例のない二府県にまたがる流域下水道として共同事業が実施された。兵庫県側が猪名川右岸流域下水道、大阪府側が猪名川左岸流域下水道となり、あわせて通称猪名川流域下水道と呼ばれることになった。昭和四十四年に池田市、箕

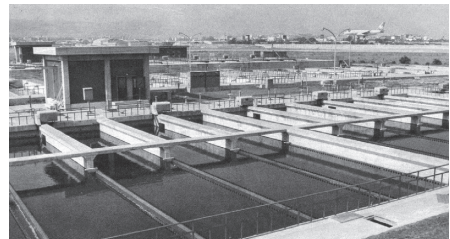


写真 80 猪名川流域下水道原田処理場  
(昭和 46 年)

流処理区）、揖保川の各流域下水道のほか、当時計画中の加古川（下流処理区）からなる四流域六処理区を整備する計画を立案した。以下、この時代の整備状況を見る。

猪名川流域下水道は、昭和四十一年、兵庫県二市（伊丹市、川西市）及び大阪府三市（豊中市、池田市、箕面市）を処理区域とする広域下



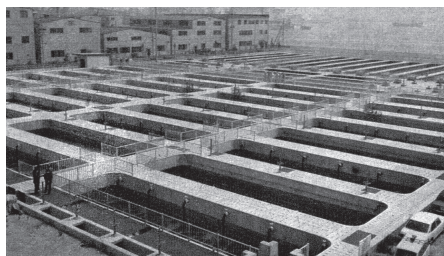


写真 81 武庫川流域下水道（下流処理区）  
（昭和 51 年）

面市、伊丹市が流入開始し、その後四十六年に宝塚市、猪名川町、豊能町が処理区域に加入し、府県及び関係市町が一体となって原田処理場及び幹線管きよの工事を進めることになった。昭和四十九年度には宝塚市、川西市が流入開始し、五十三年度から猪名川町及び豊能町内の処理施設建設に着手した。

武庫川（上流）流域下水道は、三田市、神戸市（北部）及び西宮市（北部）の三市の地区を計画処理区域として、既成市街地及び北摂・北神等の大規模開発による人口の急激な増加に対処し、流域の水質保全、生活環境の改善を目的に、昭和五十三年度に事業着手した。また、放流先の下流で水道原水が取水されているため、処理方式は供用開始当初から標準活性汚泥法に加えて急速ろ過処理を行っていた。

武庫川（下流）流域下水道は、尼崎市、西宮市、伊丹市及び宝塚市の四市の地区を計画処理区域として、都市部における浸水被害の防止、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的に、昭和四十四年度に事業着手した。昭和五十一年に初めて尼崎市が流入を開始した。

加古川（上流）流域下水道は、神戸市（北部）、西脇市、三木市、小野市、加西市、社町及び滝野町（以上、現加東市）の五市二町の地区を計画処理区域として、都市の健全な発展、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を目的に昭和五十一年度に事業着手した。管きよの工事は昭和五十四年度に着手した。

揖保川流域下水道は、処理区域内に多数立地する皮革工場の排水により流域内の河川汚濁が著しく進行し、水質改善が緊急の課題となっていた。この対策

を目的の一つとして計画され、当初は姫路市及び太子町を対象として昭和五十三年に都市計画決定が行われた。

## 第五節 人口集中と交通基盤の整備

### 一 激増する交通量や輸送需要への対応

本編の時代には、鉱工業生産や個人消費等の高い伸びを背景に、国内の輸送活動は活発な動きをみせていた。これを受け、昭和四十四（一九六九）年に策定された「新全国総合開発計画」や五十二年に策定された「第三次全国総合開発計画」に基づき、全国的に交通インフラの整備が進められた。

兵庫県では、高度経済成長下での年平均五万人以上の人口増加を背景に、県内の自動車保有台数も大きく増加しており、昭和四十二年の自動車保有台数を基準にすると、四十七年に二倍、五十四年には三倍を超える勢いであった。一方で、道路整備や交通管制などハード、ソフトも整備していたものの、自動車保有台数の増加には全く追いつかず、毎年多くの交通事故が発生し、「交通戦争」と言われる時代であった。昭和四十四年から四十六年頃が事故件数、死者数、負傷者数ともにピークであり、その後はハード、ソフト両面の対策により減少傾向には入ったものの、高水準で交通事故件数は推移した。道路整備の面では、昭和四十二年から五十三年の約一〇年間で高速道路から一般道路までを合わせた県内の道路延長が一六六〇キロ